

令和2年3月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	千葉急行観光株式会社 (法人番号: 8040001045495) 代表者 首藤正徳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市西三里塚1-1448 (本社営業所) 千葉県成田市西三里塚1-1448レジデンス三里塚 I -106
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月23日及び令和元年11月6日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(8)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)